徳島県人事委員会訓令第２号

徳島県人事委員会事務局

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和８年８月14日

徳島県人事委員会委員長　　石　　本　　寛　　子

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程を廃止する訓令

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程（令和６年徳島県人事委員会訓令第２号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和８年８月14日から施行する。